

モータースポーツ専門部会規定 一部改正

<新旧対照表>

※下線部分：変更箇所

改正後	現行
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 専門部会の設置 前条の目的のため、下記の専門部会を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 登録部会 2. 安全部会 3. メディカル部会 4. 技術部会 5. マニファクチャラーズ部会 6. レース部会 7. ラリー部会 8. <u>スピード競技部会</u> 9. 電気・ソーラーカー部会 10. カート部会 <p>第3条 任務 専門部会は、それぞれの専門部会ごとに掲げる下記事項につき、JAF会長の諮問に応じて意見を具申することを任務とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ～7. (略) 8. <u>スピード競技部会</u> スピード<u>競技</u>に関する下記事項 <ol style="list-style-type: none"> 1) 調査および研究 2) 諸規則の立案および統一解釈 3) 国際競技会、および選手権競技会の組織許可申請の審査 4) 競技会のスポーツカレンダー登録申請の審査 5) 上記に関連する事項 <p>第4条 構成 1. 専門部会の委員の定員は、下記の通りとし、それぞれの専門部会に部会長および2名以内の副部会長を置く。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 専門部会の設置 前条の目的のため、下記の専門部会を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 登録部会 2. 安全部会 3. メディカル部会 4. 技術部会 5. マニファクチャラーズ部会 6. レース部会 7. ラリー部会 8. <u>スピード行事部会</u> 9. 電気・ソーラーカー部会 10. カート部会 <p>第3条 任務 専門部会は、それぞれの専門部会ごとに掲げる下記事項につき、JAF会長の諮問に応じて意見を具申することを任務とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ～7. (略) 8. <u>スピード行事部会</u> スピード<u>行事</u>に関する下記事項 <ol style="list-style-type: none"> 1) 調査および研究 2) 諸規則の立案および統一解釈 3) 国際競技会、および選手権競技会の組織許可申請の審査 4) 競技会のスポーツカレンダー登録申請の審査 5) 上記に関連する事項 <p>第4条 構成 1. 専門部会の委員の定員は、下記の通りとし、それぞれの専門部会に部会長および2名以内の副部会長を置く。</p>

登録部会：9名以内
安全部会：7名以内
メディカル部会：7名以内
技術部会：9名以内
マニファクチャラーズ部会：11名以内
レース部会：11名以内
ラリー部会：9名以内
スピード競技部会：11名以内（2018年1月1日より適用）
電気・ソーラーカー部会：9名以内
カート部会：11名以内

以下（略）

登録部会：9名以内
安全部会：7名以内
メディカル部会：7名以内
技術部会：9名以内
マニファクチャラーズ部会：11名以内
レース部会：11名以内
ラリー部会：9名以内
スピード行事部会：9名以内
電気・ソーラーカー部会：9名以内
カート部会：11名以内

以下（略）